

大江町住宅建築奨励事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本町における住宅の建築促進による住環境の整備と、地元建築業等関連業会の振興及び消費需要の拡大による景気浮揚を図るため、住宅の工事に要する費用に対して、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、大江町補助金等の適正化に関する規則（昭和56年3月23日規則第3号。以下「規則」という。）に定めるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 町内に存する住宅で、現に自ら所有し、かつ自らが居住する建築物いう。
- (2) 住宅等 住宅又は、その住宅に付属する車庫、物置、門、塀等の建築物及び建築設備をいう。
- (3) 建築工事 住宅の新築、増築（増築部分のみ独立した住宅の機能を有するものを増築する工事）又は、住宅の新築、増築と併せておこなう、車庫、物置の新築、増改築、修繕工事をいう。
- (4) 除却工事 住宅の建築工事をおこなう時に併せて住宅を除却する工事
- (5) リフォーム等工事 別表1から別表5までに掲げる工事及び次のいずれかに該当する工事であって第4条第1項第2号又は3号に定める要件に該当するものをいう。
 - ア 住宅等の機能又は性能の維持又は向上を図るため、住宅等の全部又は一部の修繕、補修、補強、模様替え、更新（取替え）等を行う工事
 - イ 住宅等に増築する工事（増築部分のみで独立した住宅の機能を有するものを増築する工事を除く。）
- (6) 町内建築業者 町内に事業所を有する建築業者等
- (7) 移住世帯 平成31年4月1日以降に県外から町内に住み替え、住民基本台帳法第22条第1項の規定による転入届を大江町へ提出した世帯員を含む世帯をいう。
- (8) 三世帯世帯 世帯主との続柄が、祖父母、世帯主の父母（又は世帯主の配偶者の父母）、世帯主（又は世帯主の配偶者）、子（又は子の配偶者）及び孫の直系世代のうち、3つ以上の世代が同居している世帯であって、平成14年4月2日以降に出生した世帯員がいる世帯をいう。
- (9) 近居世帯 平成31年4月1日以降に親世帯と子世帯（平成14年4月2日以降に出生した世帯員がいる世帯に限る。以下同じ。）の居所が新たに近居区域（親世帯と子世帯の居所の直線距離が2km以下である区域、又は、親世帯と子世帯の居所が同一小学校の通学区域内である区域）内になった世帯をいう。（既に親世帯と子世帯の居所が近居区域内にある場合を除く。）
- (10) 新婚世帯 婚姻した日から1年以内である世帯をいう。
- (11) 多子世帯 平成14年4月2日以降に出生した世帯員が3人以上おり、当該世帯員及び当該世帯員との続柄が父母又は祖父母の世帯員から構成される世帯をいう。

第3条 この要綱による補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内に住所を有し、建築工事又はリフォーム等工事を行う者。ただし、申請時において本町に住所を有していない場合は、完了年度の3月20日までに本町に転入する者
- (2) 町内建築業者と工事請負契約を締結する者
- (3) 税金の滞納がないこと

(4) 建築工事又はリフォーム等工事において、他の制度による補助等を受けていない者。ただし、第4条第4項各号に掲げる事業を除く

(対象工事及び補助金額等)

第4条 対象となる工事及び補助金の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 建築工事については、補助金の交付対象となる工事に要する費用（以下「対象経費」という。）は300万円以上で、対象経費の10%を補助するものとし、補助金の額は50万円を限度とする。ただし、増築に関しては限度額を30万円とする。

また、建築工事にあたり、既存住宅（町内にある住宅に限る）の除却工事を併せておこなう場合は、その対象経費は50万円以上で、対象経費の10%を補助するものとし、補助金の額は20万円を限度とする。

(2) 町内に存する住宅等のリフォーム等工事（一般型） 移住世帯以外が行う別表1から別表4（三世帯世帯にあっては、別表1から別表5まで）に掲げる工事とその基準点の合計が10点以上となる工事を併せておこなう場合については、その対象経費は50万円以上で、対象経費の10%を補助するものとし補助金の額は22万円を限度とする。

(3) 町内に存する住宅等のリフォーム等工事（移住型） 移住世帯が行う別表1から別表4に掲げる工事とその基準点の合計が10点以上となる工事を併せておこなう場合については、その対象経費は50万円以上で、対象経費の20%を補助するものとし補助金の額は30万円を限度とする。

(4) 大江町木造住宅耐震診断士派遣事業による耐震診断並びに建築士が実施する木造住宅一般診断法及び精密診断法による調査診断の結果が、評点0.7未満の自らが居住する木造住宅で耐震改修後の評点が0.7以上となる改修工事で、かつ別表1から別表4に掲げる工事とその基準点の合計が10点以上となる工事を対象とする。

また、その補助金の額は、耐震改修に要する費用の25%の額又は40万円のいずれか低い額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる補助区分に応じ、当該各号に定めるとおり読み替えるものとする。

(1) リフォーム等工事（一般型） 三世帯世帯、近居世帯、新婚世帯又は多子世帯により行われるもの（三世帯世帯については別表第2、第3又は別表第5に掲げる工事のみを対象とし、前項第2号に規定する点数を満たす場合に限り。）である場合には、前項第2号中「10%」とあるのは「20%」と、「22万円」とあるのは「30万円」とする。

(2) リフォーム等工事（移住型）が新婚世帯又は多子世帯により行われるものである場合には、前項第3号中「20%」とあるのは「30%」と、「30万円」とあるのは「40万円」とする。

(3) 前項による工事を併せておこなうときは、対象経費の大きい方を補助する。

3 補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

4 本事業の実施にあたり、次の各号に掲げる事業との併用申請は例外的に認めるものとし、補助金の合計額は100万円を限度とする。

(1) 大江町雪から家をまもる事業

(2) 大江町西山杉材利用促進事業

(3) 大江町優良景観形成事業

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、工事に着手する前に大江町住宅建築奨励事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 建築工事及びリフォーム等工事見積書の写し
 - (2) 建築工事及びリフォーム等工事図面
 - (3) 建築工事及びリフォーム等工事請負契約書の写し
 - (4) 着工前写真
 - (5) 公簿等の閲覧同意書
 - (6) 第4条第1項第2号又は3号に掲げる工事を実施する場合は、工事基準点算出表（様式第2号）
 - (7) 第2条第1項第7号から11号に掲げる世帯が工事を実施する場合は、必要に応じ世帯状況等を確認できる書類の写し
 - (8) その他町長が必要と認める書類
- （交付決定）

第6条 町長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適正と認められる場合は、補助金の交付を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更等）

第7条 前条の規定により交付決定を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、補助金の交付決定を受けた後に申請内容を変更又は取下げるときは、大江町住宅建築奨励事業補助金交付変更（取下げ）承認申請書（様式第3号）により、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

2 規則第7条第1項第1号アに規定する軽微な変更とは、補助金の額の増額をしない工事費等の変更の場合とする。

（完了報告書）

第8条 交付対象者は、事業を完了したときは、事業完了後30日以内又は転入日後7日以内までに、大江町住宅建築奨励事業完了報告書（様式第4号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 建築工事及びリフォーム等工事に要した費用に係る領収書の写し
 - (2) 建築工事及びリフォーム等工事の施工写真（工事中及び工事完了後）
 - (3) 申請時において本町に住所を有していない場合は本町に転入後の住民票
 - (4) その他町長が必要と認める書類
- （交付決定の取消及び補助金の返還）

第9条 町長は、交付対象者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りやその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき
- (2) 補助金の決定内容又はこれに付した条件に違反したとき
- (3) その他町長が補助金の交付決定を取り消すべき事由があると認めたとき

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消された交付対象者が、既に補助金の交付を受けているときは、町長の請求に応じ、交付を受けた補助金を返還しなければならない。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年8月 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表1 (減災・部分補強工事)

工事内容		基準点
1-1.	住宅の既存部分にある壁（幅90cm以上のものに限る）を筋かいや構造用合板等で補強する工事	10点/箇所
1-2.	住宅の屋根又は2階以上の部分の重量を軽減する工事	10点/箇所
1-3.	住宅内に耐震シェルターや防災ベッド等を設置する工事	10点/箇所
1-4.	主要構造部の柱を補強又は増設する工事	10点/箇所
1-5.	基礎の強度を上げる工事	10点/箇所
1-6.	柱、梁、筋交いの接合金物を増設する工事	5点/箇所

別表2 (寒さ対策・断熱化工事)

工事内容		基準点
2-1.	やまがた健康住宅の認証を受けた改修工事	10点/工事
2-2.	外部に面する住宅の開口部の断熱性を高める二重建具、複層ガラス入り建具又は複層ガラス等を設置する工事	5点/箇所
2-3.	熱交換換気システムを設置する工事	4点/箇所
2-4.	住宅の既存部分の外気と接する外壁、天井、床等に断熱材を使用する工事	2点/m ²
2-5.	浴室、脱衣室、トイレ、廊下のいずれかに設備工事を伴う暖房機器を設置する工事	10点/箇所

別表3 (バリアフリー工事)

工事内容		基準点
3-1.	住宅内の通路又は出入口の幅を拡張する工事	10点/m ²
3-2.	勾配の緩い階段に交換又は改良によりその勾配を緩和する工事	10点/箇所
3-3.	浴室を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの (1) 浴室の床面積を増加させる工事 (2) 浴槽のまたぎ高さを低くする工事 (3) 固定式の移乗台、踏み台その他の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事 (4) 身体の洗浄を容易にする水洗器具を設置し又は同器具に取り替える工事	10点/m ²
		10点/箇所
		2点/箇所
		3点/箇所
3-4.	便所を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの (1) 便所の床面積を増加させる工事 (2) 便器を座便式のものに取り替える工事 (3) 座便式の便器の座高を高くする工事	10点/m ²
		10点/箇所
		10点/箇所
3-5.	居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事 (1) 長さが100cm以上の手すりを取り付けるもの (2) 長さが100cm未満の手すりを取り付けるもの	2点/m
		2点/箇所
3-6.	居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事 (勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあっては、段差を小さくする工事を含む) (1) 勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上りかまち並びに浴室の出入口の段差解消又は段差を小さくするもの (2) (1) 以外の部分の段差を解消するもの	
		10点/m ²
		5点/m ² 又は 2点/箇所

3-7.	住宅の出入口の戸を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの (1) 開戸を引戸、折戸等に取り替える工事 (2) 開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事 (3) 戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事 ア. 戸に開閉のための動力装置を設置するもの イ. 戸を吊戸方式に変更するもの ウ. ア及びイ以外のもの	5点/箇所
		1点/箇所
		10点/箇所
		5点/箇所
		2点/箇所
3-8.	居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事	1点/m ²
3-9.	エレベーターや階段用昇降装置の設置工事	10点/箇所

別表4 (克雪化工事)

工事内容		基準点
4-1.	住宅の屋根の雪下ろし作業の安全性を確保する工事であって、次のいずれかに該当するもの (1) 雪下ろし作業用命綱(安全帯)を固定するための金具を取り付ける工事 (2) 雪止めを設置又は取り替える工事 (3) 固定式ハンゴを設置又は取り替える工事	
		2.5点/箇所
		5m未満は 5点/箇所 5m以上は 10点/箇所
		1階分につき 5点
4-2.	住宅の屋根の雪を落ちやすくするため屋根を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの (1) 屋根の勾配を大きくする工事 (2) 雪が滑りやすい屋根材に改良する工事 (3) 屋根に雪割板を設置する工事	10点/箇所
		10点/箇所
		10点/箇所
4-3.	住宅又は住宅の敷地内に融雪設備を設置する工事	10点/箇所

別表5 (増築工事)

工事内容		基準点
5-1.	居室の床面積の合計がリフォーム工事着手前と比べ10m ² 以上増加する工事	1点/m ²
5-2.	便所、浴室、脱衣所、洗面所又は台所を1か所以上増設する工事	10点/箇所